

2016年からの金融所得課税の一体化を考える
～外貨建てMMF等投資家が売却益非課税などを享受すべく
2015年に投資対象を売却した場合はNISAも検討したい～

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

NISA1年目の口座開設数は824万口座で購入総額は2兆9797億円

2015年3月10日(火)に金融庁がNISA(少額投資非課税制度)口座の利用状況について速報値を発表、NISA元年2014年12月末の口座開設数は824万口座で、2014年の1年間の購入総額が2兆9797億円と言う事を明らかにした(下記テーブル参照、URLは後述[参考ホームページ])。

NISA口座の開設・利用状況調査(2015年3月20日時点の最新値)

2015年3月20日現在

公表機関	金融庁 ～四半期ベース～		金融庁 及び推測		日本証券業協会 (日証協) ～月次ベース～		日本証券業協会 (日証協) ～月次ベース～		
	2014年6月末時点	比率(%)	2014年12月末時点	比率(%)	2014年8月末時点	比率(%)	2015年2月末時点	比率(%)	
対象	NISA取扱全金融機関 (銀行・証券会社等) 717社		NISA取扱全金融機関 (銀行・証券会社等)		主要証券会社10社*		主要証券会社10社*		
総開設口座数	7,273,667	—	8,240,000	100.0%	3,790,553	100.0%	4,198,636	100.0%	
買付が行われた口座	—	—	3,714,089	45.1%	1,262,403	33.3%	2,014,353	48.0%	
稼働率	—	—	45.1%	—	33.3%	—	48.0%	—	
平均買付額(万円)	—	—	80	—	70	—	47	—	
総買付金額(億円)	15,631	100.0%	29,797	—	—	—	18,629	100.0%	
投資商品	上場株式(億円)	4,949	31.7%	—	—	—	—	—	—
	投資信託(億円)	10,396	66.5%	—	—	—	—	—	—
	ETF(億円)	140	0.9%	—	—	—	—	—	—
	REIT(億円)	146	0.9%	—	—	—	—	—	—
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・総開設口座数と総買付金額はNISA推進・連絡協議会を通じて調査された速報値。未報告の金融機関があり、廃止済み口座が除かれている等から、国税庁発表の口座開設件数833万件とは差異がある。 ・買付が行われた口座の371万件は総開設口座数824万件に主要証券会社10社の2014年末時点の稼働率45.1%を掛け合わせて出たもの。 ・平均買付額の80万円は総買付金額2兆9797億円を買付が行われた口座371万件で割ったもの。 		<ul style="list-style-type: none"> 稼働率が「主要10社(33.3%)>証券会社全体(28.7%)」は中小・地場証券の低稼働率と見なす事は出来ない。主要10社は8月末、証券会社全体は6月末で調査に2か月のタイムラグがある(日証協会長)。 		<ul style="list-style-type: none"> 2015年3月18日に日本証券業協会が発表したもの。 ・総開設口座数は2015年の利用枠が設定された勘定設定口座数。 ・買付が行われた口座は2014年又は2015年の利用枠のいずれかで買付された口座数。 ・平均買付額は2015年の利用枠での買付金額を買付口座数で割ったもの。 ・総買付金額は2014年と2015年の利用枠での買付金額の合計。 		

*主要証券会社10社…大手証券会社5社とインターネット専業証券会社5社。

(出所: 金融庁/国税庁、日本証券業協会より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

2016年から年間投資額120万円、ジュニアNISA、そして、金融所得課税の一体化

1年目に約3兆円が投資されたNISAは、来年2016年から年間投資額が120万円へ引き上げられ、ジュニアNISAが創設される(2015年1月13日付及び1月19日付日本版ISAの道 その86及び87参照～URLは後述[参考ホームページ])。

ただ、2016年には、もう1つ、大きな金融・証券税制の変更があるのだ。それは「金融所得課税の一体化」である。公社債や公社債投信の税制が変わるもので、実は既に約2年前の2013年3月29日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律案」にあったもの。同案には「日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設及び金融所得課税の一体化の拡充(公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等)」と出ている(URLは後述[参考ホームページ])。

その当時、国内で最も有力な金融専門週刊誌の一つである週刊金融財政事情(キンザイ)の2013年3月25日号「特集 2013年度税制改正の勘どころ」の中で、投信調査室筆者が下記の通りと述べていたものである(URLは後述[参考ホームページ])。その一部を下記に引用する。

金融所得課税一体化拡充はマクロ的には投資促進効果が高く、ミクロ的には従来の節税法が使えなくなるなど影響は大きい。にもかかわらず、これが注目されない要因として、開始が16年1月1日からと日本版ISAより2年遅いことがある。だが、開始まで時間があるといっても、まったく新規の口座開設となる日本版ISAと違い、金融所得課税一体化拡充は投資家が現在投資している公社債等にかかわるものである。さらに、これから公社債等に投資しようとしている投資家にも関係する。投資する公社債等を16年以降に償還もしくは売却する可能性があるならば、そのときの課税上の取扱いをいまから考えておくべきであり、開始まで時間があるとはいってられない。いまからしっかりと理解、行動しておくことが必要である。

現在、公社債等の利子所得は20.315%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得(累進税率)となっている(*ただし、公社債投資信託の償還益は20.315%の源泉分離課税)。これが今回の税制改正により、16年1月1日からは株式等と同じく利子所得も譲渡所得(売却益)も償還差益も20.315%申告分離課税となる見込みだ(ただし、利子所得はそのまま20.315%の源泉分離課税で確定申告不要制度も選択可能)。これにより、現在は可能な節税法、すなわち公社債等の償還前売却による譲渡所得(売却益)非課税適用はできなくなる。

反面、現在は公社債等に係る損益を株式等と損益通算できないところ、今回の改正により、16年1月1日から損益通算ができるようになる。より正確に言えば、「上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等を加え、これらの所得間ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)および譲渡所得等の損益通算」が可能となる。言葉が少しむずかしいが、ここで「上場株式等」は上場株式と公募株式投信のことで、「特定公社債等」は一般的な公社債と公募公社債投信のことだ。16年1月1日から公社債等でも可能となる損益通算は株式等と同様、3年繰越しおよび特定口座受け入れが可能である。

今回の金融所得課税一体化拡充に伴い、18.378%の源泉分離課税(発行時)が適用される割引債もなくなる。割引債の償還差益は、16年1月1日から譲渡所得(売却益)として20.315%申告分離課税となる見込みである。ただし、15年12月31日以前に発行された割引債で、その償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては譲渡所得非課税となる。

そのほか、現在、為替差益が非課税になる外貨建てMMF等の外国籍公募公社債投資信託にも20.315%申告分離課税が適用となるなど、これまで節税法として有名だったものがかかなり通用しなくなる。つまり、新しいコンサルティングが必要ということである。

現在 2015年3月20日現在

日本の個人についての主な金融証券税制

予算年度	2007年度 (平成19年度) 2007年4月～ 2008年3月	2008年度 (平成20年度) 2008年4月～ 2009年3月	2009年度 (平成21年度) 2009年4月～ 2010年3月	2010年度 (平成22年度) 2010年4月～ 2011年3月	2011年度 (平成23年度) 2011年4月～ 2012年3月	2012年度 (平成24年度) 2012年4月～ 2013年3月	2013年度 (平成25年度) 2013年4月～ 2014年3月	2014年度 (平成26年度) 2014年4月～ 2015年3月	2015年度 (平成27年度) 2015年4月～ 2016年3月	2016年度 (平成28年度) 2016年4月～ 2017年3月			
暦年	2007年 (平成19年) 4～12月	2008年 (平成20年) 1～12月	2009年 (平成21年) 1～12月	2010年 (平成22年) 1～12月	2011年 (平成23年) 1～12月	2012年 (平成24年) 1～12月	2013年 (平成25年) 1～12月	2014年 (平成26年) 1～12月	2015年 (平成27年) 1～12月	2016年 (平成28年) 1～12月	2017年 (平成29年) 1～3月		
与党	自・公政権 (～2009年9月)		民・社・国政 権 (～2010年5)	民・国政権 (～2012年12月)			自・公政権 (2012年12月～)						
上場株式・公募 株式投信の譲渡 益	10%の申告分離で申告不要可(*2009年1月から投信償還差益・投信解約益が加 わった)。2013年(平成25年)1～12月は所得税が7%から7.147%に変更される為 (復興特別所得税の付加)、10.147%に(所得税7.147%、住民税3%)。							10.147%(所得税7.147%、住民税3%)か ら20.315%(所得税15.315%、住民税5%) の申告分離に。					
上場株式・公募 株式投信の配 当・分配金(*元 本払戻金を除く)	10%の源泉徴収(申告不要)か申告分離、累進税率15～50%の総合課税からの選 択。2013年(平成25年)1～12月は所得税が7%から7.147%に変更される為(復興特 別所得税の付加)、10.147%に(所得税7.147%、住民税3%)。												
上場株式・公募 株式投信の損益 通算	申告で上場株式等 の譲渡益と上場株 式等の譲渡損の損 益通算可。		申告で上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算可。 3年繰越。 申告不要で特定口座の源泉徴収口座内における損益通算(自動的に)可能(*外国税額 控除が適用されず)。										
公社債等(公社 債・公募公社債 投信)	公社債等の利子所得は20%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得 (累進税率)。ただし、公社債投資信託の償還益は20%の源泉分離課税。国内割引債の償還益は18%の源 泉分離(購入時課税)、国内籍公募公社債投信の譲渡益は20%の源泉税相当額特別徴収(一般的な買取請 求の場合で、解約請求の場合は20%源泉分離課税)、外国籍公募公社債投信の譲渡益は非課税(損失控 除不可～無いものとされる)。 尚、2013年(平成25年)からは所得税が15%から15.315%に変更される為(復興特別所得税の付加)、20.315% に(所得税15.315%、住民税5%)。割引債は18%が18.378%に。							株式(投信)と 公社債(投信) が損益通算 可。20.315%申 告分離課税。 18.378%源泉 分離課税(発行 時)割引債 は廃止。					
非課税制度	2005年(平成17年)12月31日をもって65歳以上の「高齢者マル優制度・高齢者特別マル優制度(350万円)」が廃止され、 2006年(平成18年)1月1日からは「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)」と「障害 者等の少額公債の利子の非課税制度(通称、障害者等の特別マル優)」に。障害者等のマル優は預貯金、合同運用信託、 特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券で計350万円。障害者等の特別マル優は国債および地方債で 計350万円(別枠)。							NISA(少額投資非課税制度)は、年間100 万円までの上場株式等への新規投資につ いて、その譲渡・配当所得が最長5年間非 課税となる。20歳以上が対象で、2014年 1月1日に始まり、NISA口座開設期間は 2023年12月31日まで。2016年より年間 120万円へ引き上げ。 恒久化要望あり。					ジュニア NISA(0歳から 19歳、年間80 万円まで)。 2016年1月か ら口座開設受 付開始で、4 月から投資可 能へ。

(出所: 日本の官報、内閣府・金融庁・財務省・国税庁・政府税制調査会などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

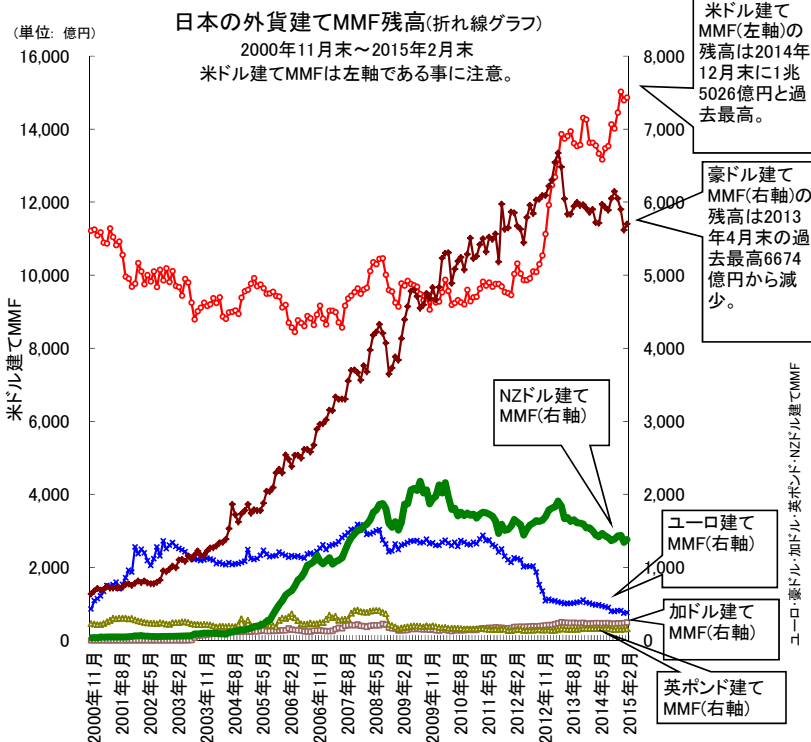
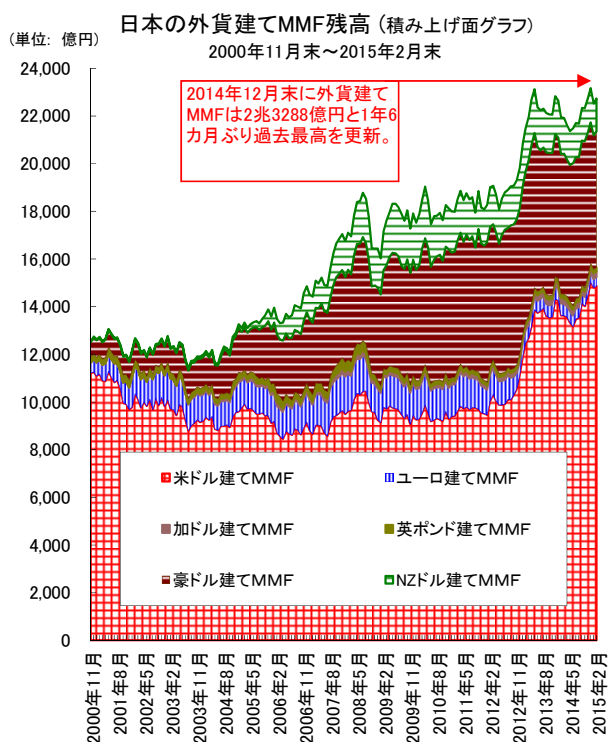
以上の話だが、前頁の本文に「開始が16年1月1日からと日本版ISAより2年遅い」事もあり、あまり注目され
なかった。しかし、2016年1月1日まで9カ月近くとなり、ここに来て、注目される様になってきた。2015年3
月11日付日本経済新聞朝刊は個人投資家に向けて「特に影響を受けるのが外貨建ての商品。これまで実質的
に非課税の恩恵を受けられたのに、来年からは課税される商品もある。」と報じ、日本最大の金融総合専門紙で
あるニッキン2015年3月13日付号は、金融業界は一体課税への対応が急務とし「債券と投資信託から得られ
る配当・利子、譲渡損益を合算して課税する新税制に対処するには横断的に特定口座を管理できる仕組みや顧
客への事前案内・確認を徹底することが求められる」と報じている(URLは後述[参考ホームページ])。

外貨建てMMF等の投資家が売却益非課税などを享受すべく2015年に投資対象を売却した場合はNISAも検討したい

先のキンザイ2013年3月25日号最後の「現在、為替差益が非課税になる外貨建てMMF等の外国籍公募公社債投資信託にも20.315%申告分離課税が適用となるなど、これまで節税法として有名だったものがかかり通用しなくなる。」が2015年3月11日付日本経済新聞で最初に出ていた『外貨MMF(マネー・マーケット・ファンド)の為替差益が非課税でなくなるのはショック』と話すのは都内在住の会社員、川田悦子さん(仮名、35)。円相場が1ドル=90円台前半だった2年前、ドル建てMMFを1万ドル分買った。120円前後まで円安・ドル高が進んだ今では30万円近くの含み益がある。」である。

現在、外貨建てMMF/外国(籍)公社債投信を含む公社債等の利子所得は20.315%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得(累進税率)となっている(*公社債投信の償還差益は20.315%の源泉分離課税)。これが2016年から利子所得・譲渡所得・償還差益がいずれも20.315%の申告分離課税になる。2015年内であれば、売却すれば非課税だが、2016年以降は20.315%の申告分離課税がかかる事となる。

2015年3月20日(金)に日本証券業協会から発表された2015年2月末の外貨建てMMFの残高は2兆2853億円。昨年2014年12月末に2兆3288億円と過去最高を更新している(URLは後述[参考ホームページ])。その約65%を占めるのが米ドル建てMMFで1兆4862億円。米ドル高も手伝い、米ドル建てMMFは昨年2014年12月末に1兆5026億円と過去最高を付けている。その後、2015年2月末にかけて残高は-1.1%減少した。1ドル=119.78円から119.63円と-0.1%の値下がりなので(ブルームバークより)、過去最高から1%近く売却された可能性がある。ただ、先の日経に出ていた含み益を抱える個人はまだまだ多そうである。2015年3月11日には1ドル=121.45円と2014年12月5日以来の円安米ドル高となっている(*2014年12月5日の1ドル=121.46円は2007年7月25日以来の円安米ドル高)。米ドル建てMMFを中心とした非課税での売却が予想される。



NISA1年目の購入総額は2兆9797億円だったが、その額の3分の2を超える額のある外貨建てMMFの売却益が非課税でなくなる。2015年の内に、非課税を享受し外貨建てMMFを売却する個人が増えそうである。

こうした場合、投資額に制限はあるが、NISAも検討余地がある。外貨建てMMFそのものは公社債と同様、NISAの対象ではないが(2013年8月5日付日本版ISAの道 その23参照～URLは後述[参考ホームページ])、外貨建てMMFに少しでも近い株式投信・外債/グローバル債券ファンドを検討すると言う事。注意として、短期金融商品中心の外貨建てMMFに対して債券価格変動リスクが高くなる場合がある事、外貨建てMMFより高い信用リスクを取っている場合がある事、手数料の高い場合がある事などがある。米ドル建てMMFの米ドル建て利回りが0.2%も無い中(2015年3月20日現在)、外貨建てMMFより高いリスクを取っても良いと考える投資家もいると思われるので、そのあたりを十分理解し、リターンを目指し、非課税を享受する事を期待する。

[参考ホームページ]

2015年3月10日(火)付金融庁公表「NISA口座の利用状況に関する調査結果(速報値)の公表について」…

「<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20150310-1.html>」、2015年3月11日付日本経済新聞朝刊「NISA、口座開設一巡 昨年末、13%増止まり 利用促進が課題に」…「http://www.nikkei.com/article/DGXLASGC10H0R_Q5A310C1EE8000/」、2015年3月18日付日経 QUICK…「http://www.nikkei.com/article/DGXLASFL18HHE_Y5A310C1000000/」、2015年1月13日付日本版ISAの道 その86「税制改正大綱にジュニアNISA創設とNISA120万円への引き上げ!1月から年単位で金融機関の変更が可となり、NISA拡充に期待が膨らむ中、NISAの2015年分で何に投資する? NISAの2014年分の投資(投信分)を総括!!」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150113.pdf>」、2015年1月19日付日本版ISAの道 その87「ジュニアNISAは0歳から始めれば最長20年近くが非課税に!現行(成人)NISAと合わせ、4人家族で年400万円、累積2000万円!!家計の長期資産形成が大いに期待される。」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150119.pdf>」、2013年3月29日成立の「所得税法等の一部を改正する法律案」…「https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/183diet/index.htm」、週刊金融財政事情(キンザイ)2013年3月25日号「特集2013年度税制改正の勘どころ」…「<http://store.kinzai.jp/magazine/AZ/20133-3018.html>」、2015年3月11日付日本経済新聞朝刊「外債 節税できる売り時は?」電子版「金融課税『2016年問題』もうけ占う外債の売り時 含み益か含み損か 利幅も考慮」…「<http://www.nikkei.com/money/features/37.aspx?g=DGXMZO8419040010032015PPE001>」、2015年3月13日付号ニッキン…「<http://www.nikkinc.co.jp/>」、2015年3月20日発表の日本証券業協会の外貨建てMMFの残高データ…「<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/info4/index.html>」、2013年8月5日付日本版ISAの道 その23「NISA(日本版ISA)で国債などの公社債や公社債投信?～個人向け国債、個人向け社債、MMF等公社債投信、そして株式投信・日本債ファンドについて考える～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130805.pdf>」。

以上
(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご注意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。